## 鳥取県庁売店事業者評価要領

## 1. 内容

県庁舎の一部を定期賃貸借契約により借受ける事業者を募集し、県庁及び周辺公共施設来場者等の利便設備として、売店の運営サービスの実施について、企画提案してもらい、最適な提案者に当該施設を貸し付ける。

## 2. 評価方法

それぞれの審査委員(4名)が下記の評価基準で個別に採点し(100 点満点)、その点数の合計点(400点満点)の高い者から順位を付けるものとする。

なお、合計点が同じ提案者が複数あった場合は、審査委員長が順位を決定する。

## 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
経営状況	・経営状況が安定しているか。	15点
	・売店事業の実績が十分であり、県庁内で運営する能力を備えて	
	いるか。	
運営方針	・公共施設内の売店として適当か。	20点
	・安全管理、事故防止体制は適切か。	
	・食品衛生管理、製品安全管理は適切か。	
	・廃棄物の処理計画、清掃の計画は適切か。	
販売品目及び営	・利用者ニーズに即した商品、サービスの提供となっているか。	20点
業品目	・品数は十分か。	
	・県産品の販路拡大、地産地消の取組への協力はどうか。	
価格設定	・利用者が納得する価格設定となっているか。	15点
営業時間及び従	・営業時間の設定は適切か。	15点
業員の配置体制	・効率的な人員配置となっているか。	
	・利用者からの要望や苦情への対応方法はどうか。	
その他	・環境に配慮した取組はどうか。	15点
	・災害時の協力体制はどうか。	
	・県事業への協力状況はどうか。	
	・社会貢献活動の取組状況はどうか。	
	・その他優位性のあるもの、強みとなる取組はあるか。	
計		100点